【GMCPLM0036】

診療報酬に関連して

- トリプル改訂
- 診療報酬とは
- 診療報酬点数表
- 医療費の審査制度
- 保険証の廃止
- 医療費の推移

演者は、平成23年より北海道国民健康保険
診療報酬審査委員会委員を務めています

こころと身体のクリニック
医療法人社団
五稜会病院

令和6年2月作成

令和6年4月、トリプル改定

診療報酬は2年に1回、介護報酬と障害福祉サービス等報酬は3年に1回の改定
令和6年度は、この３つの改定が重なるため、トリプル改定と呼ばれている

報酬の改定率

診療報酬	＋0.88%
介護報酬	＋1.59%
障害福祉サービス等報酬	＋1.12%

令和６年度診療報酬改定の基本方針の概要

改定に当たっての基本認識

- ▶ 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響を踏まえた対応
- ▶ 全世代型社会保障の実現や、医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症等への対応など医療を取り巻く課題への対応
- ▶ 医療DXやイノベーションの推進等による質の高い医療の実現
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

（１）現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進

【重点課題】

【具体的方向性の例】

○医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組
○各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療の推進
○業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価
○地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保
○多様な働き方を踏まえた評価の拡充
○医療人材及び医療資源の偏在への対応

（２）ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進

【具体的方向性の例】

○医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進
○生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組
○リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進
○患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価
○外来医療の機能分化・強化等
○新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組
○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
○質の高い在宅医療・訪問看護の確保

（３）安心・安全で質の高い医療の推進

【具体的方向性の例】

○食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応
○患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価
○アウトカムにも着目した評価の推進
○重点的な対応が求められる分野への適切な評価（小児医療、周産期医療、救急医療等）
○生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進
○口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
○薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病院薬剤師業務の評価
○薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進
○医薬品産業構造の転換も見据えたイノベーションの適切な評価や医薬品の安定供給の確保等

（４）効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

○後発医薬品やバイオ後続品の使用促進、長期収載品の保険給付の在り方の見直し等
○費用対効果評価制度の活用　○市場実勢価格を踏まえた適正な評価
○医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進（再掲）
○患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価（再掲）
○外来医療の機能分化・強化等（再掲）
○生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進（再掲）
○医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
○薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進（再掲）

診療報酬とは

日本では全国民に加入が義務付けられている公的医療保険制度がある
保険証を提示すれば、誰でも必要な医療行為を受けることができる

「診療報酬」　＝　医療機関に、その対価として支払われる費用

厚生労働大臣が定めた医療行為1つひとつの点数を足し合わせて算出した金額

　自己負担分（原則3割）＋加入している医療保険者が、医療機関に支払う

医療行為ごとの点数は、「１点＝１０円」　全国一律

診療報酬　≒　医師の収入　　病院の収入になりますが、以下の支出に回されます

病院の支出

　　医師、看護師その他さまざまな医療スタッフに係る人件費（約６割）

　　医薬品・医療材料の購入費、医療機器・機材に係る費用

　　施設維持・管理費用

診療報酬点数表

医療行為の価格表である診療報酬点数表のうち
通常の出来高払い方式において適用されるもの

公的医療保険制度（保険診療）では、
診療報酬と呼ばれる公定価格の制度が導入されている
細分化された医療行為ごとに、点数が付けられている
この点数を定めたものが診療報酬点数表
診療報酬点数表に基づき、
　　診療報酬は１点＝１０円として計算

1. 医科診療報酬点数表
2. 歯科診療報酬点数表
3. 調剤報酬点数表
4. 診断群分類点数表

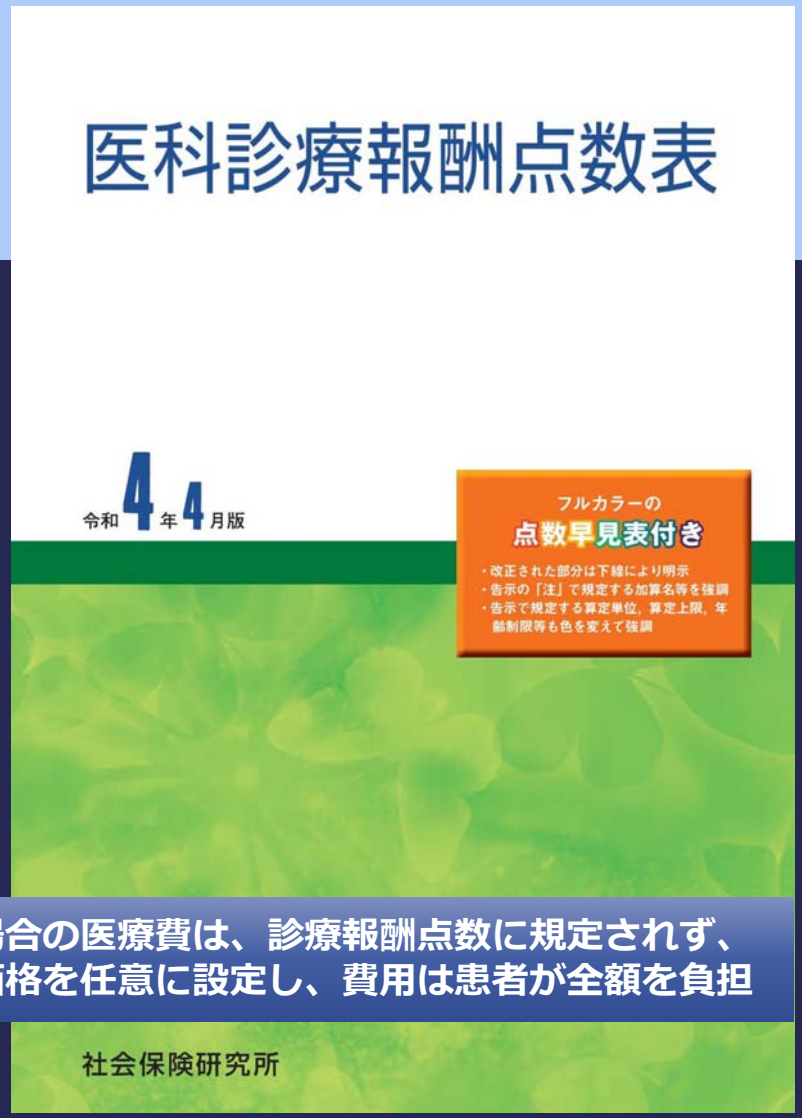

重

自由診療の場合の医療費は、診療報酬点数に規定されず、
医療機関が価格を任意に設定し、費用は患者が全額を負担

診療報酬の点数の決め方

診療報酬点数は、医療の進歩や経済状況を踏まえ、通常2年ごと改定
政府が国の予算編成をする際に診療報酬全体の「改定率」を決定
それを基に、中央社会保険医療協議会（中医協）に意見を求める

中医協　（２０名）　会長は、公益委員

1. 公益委員　（６名）　診療側委員と支払側委員の調整、診療報酬改定の結果の検証、国会同意人事
2. 診療側委員（７名）　医療サービスを行う医師、歯科医師、薬剤師
3. 支払側委員（７名）　診療報酬を支払う健康保険や国民健康保険等の保険者と被保険者や事業主等

中医協の審議で参照されるデータ

1. 医業経営指標

病院経営収支調査、医療経済実態調査、医薬品価格調査、特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査など

2. 経済指標

物価指数、賃金指数、国内総生産指数などの動向

他に、診療側委員からの改定要望の表明、支払側委員からの意見の提出が行われ、各項目の審議が進められる

わが国の医療保険制度

1. 国民皆保険制度 … すべての国民が何らかの公的医療保険に加入している。
2. 現物給付制度 … 医療行為（現物）が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。
3. フリーアクセス … 自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

- 医療保障
  - 被用者保険
    - 健康保険法（協会けんぽ、健康保険組合）
    - 各共済組合（各省庁、地方職員共済組合等）
    - 船員保険法（協会けんぽ）
  - 国民健康保険 ―― 国民健康保険法（都道府県・市町村、国保組合）
  - 後期高齢者医療制度 ―― 高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療広域連合）
  - 公費負担医療
    - 生活保護法
    - 障害者総合支援法
    - 母子保健法
    - 感染症法
    - 精神保健福祉法　等
- 自費診療

診療報酬の審査制度

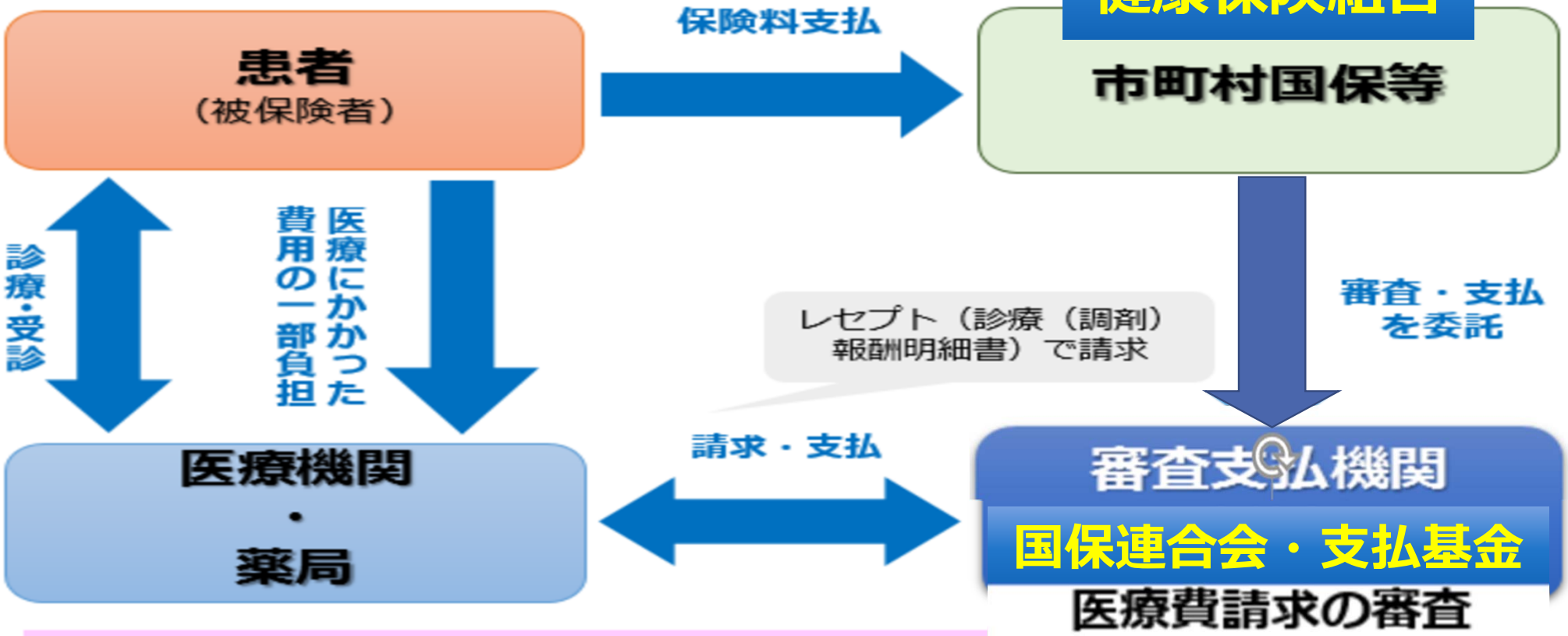

※レセプトとは
診療（調剤）報酬明細書の通称で、病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求する時に使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。

保険証の廃止　令和6年12月2日（令和5年12月22日閣議決定）

現行の健康保険証は、令和6年12月2日に廃止（1年間は猶予期間）
マイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」へ

マイナ保険証

- 医療のデジタル化（医療DX)を進めるカギ
- 医療機関や薬局が患者情報を共有できる
- 最適な医療の提供や薬の重複投与の防止にもつながる
- 高齢化で膨らむ医療費の抑制を期待できる
- 患者自身も過去の投薬歴などを「マイナポータル」で確認可能

【GMCPLM0030】
「五稜会病院DXと政府がすすめる医療DX」

- 健康保険証廃止は、事実上のマイナンバーカード取得強制
- 個人情報漏えいの不安から強制に反対の民意がある
- 法律上は、マイナンバーカードの取得はあくまでも任意
- 国民への強制はおこなわれるべきではない

という意見もある

国民医療費の推移

- 令和３年度の国民医療費は45兆 359億円
  前年度に比べ２兆694億円、4.8%の増加
- 人口1人当たりの国民医療費35万8,800円
  前年度に比べ１万8,200円、5.3%の増加
- 国民医療費の国内総生産（GDP)に 対する
  比率は8.18%（前年度7.99%）

42	香港	359,839
43	イラン	346,479
44	コロンビア	343,622
45	ルーマニア	301,273
46	チリ	300,729
47	チェコ	290,528
48	フィンランド	283,124

https://www.globalnote.jp/post-1409.html
2022年 名目GDP（IMF統計）　百万US$　145円

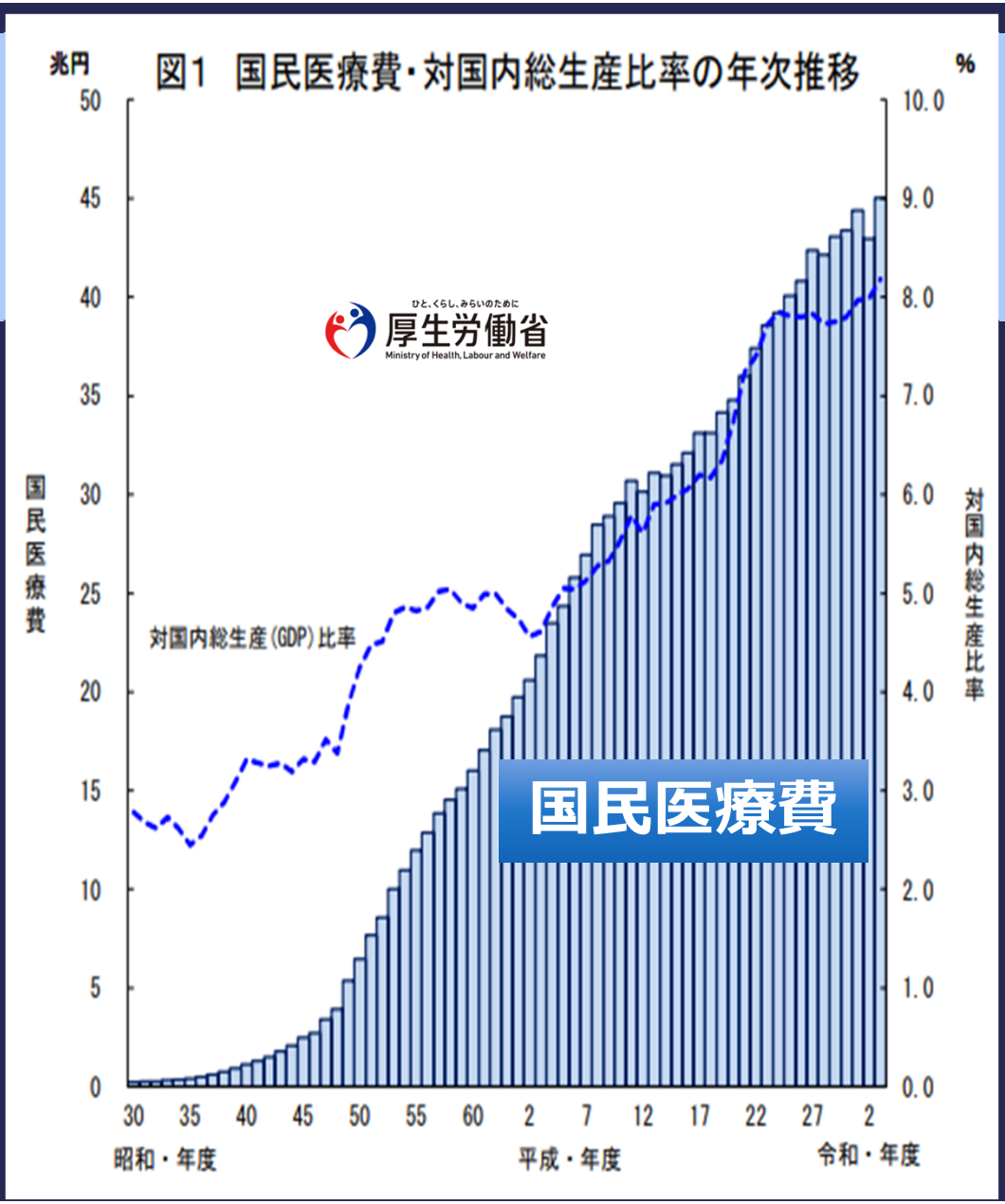

まとめ

診療報酬に関連して

GORYOKAI

令和6年度、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のトリプル改定が実施

- 日本では保険証があれば誰でも必要な医療行為を受けることができる
  「診療報酬」＝医療機関に、その対価として支払われる費用
  「診療報酬」は１点＝１０円として計算、全国一律
- 診療報酬の点数は、医療の進歩や経済状況を踏まえ、通常2年ごと改定
  政府が国の予算編成をする際に診療報酬全体の「改定率」を決定
  それを基に、中央社会保険医療協議会（中医協）に意見を求める

重 現行の健康保険証は、令和6年12月2日に廃止（1年間は猶予期間）
マイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」へ